

施策の展開

■ きれいな水を子どもたちに残そう (生活排水対策)

1 基本的な考え方

- 汚水処理人口普及率を高めるとともに、家庭排水に対する町民の意識の啓発を図っていきます。

2 最適な処理方法の検討

- 合併処理浄化槽の設置推進普及
- PFI を活用した町営浄化槽整備推進事業を推進し、民間事業者の営業努力による事業進捗の向上により、浄化槽整備の迅速化を図ります。
- 合併処理浄化槽の点検・清掃
- 町営による浄化槽整備推進事業前に設置された合併処理浄化槽を使用している町民に対しては、浄化槽の定期的な法定検査、保守点検及び清掃の実施についての周知徹底を図ります。
- 農業・漁業集落排水処理施設における未接続者の加入促進
- 農業・漁業集落排水処理施設整備地区における未接続者に対して、農業・漁業集落排水処理施設への接続（加入）の推進を図ります。

3 汚濁負荷削減の対策

- 計画的な整備の推進
- 汚水処理人口普及率の目標を達成するために、合併処理浄化槽の整備を促進します。
- 農業・漁業集落排水処理施設の未接続者の加入促進（再掲）
- 生活排水浄化資材などの利用促進
- 河川や海へ排出されている各家庭からの生活雑排水の発生負荷量を削減するために、家庭における生活排水対策の資材として、引き続きキッチンストレーナーや三角コーナー、台所用水切りネットなどの利用を働きかけていきます。
- 生ごみ処理容器購入助成の利用促進
- 現在実施している生ごみ処理容器購入助成事業（環境保全推進事業）を多くの町民に利用していただけるよう啓発に努めます。
- 廃食用油の回収促進
- 現在実施している廃食用油の回収に多くの町民に協力していただけるよう啓発に努めます。

■ みんなできれいな水を育もう (生活排水対策に関わる啓発活動)

1 町民、事業者、行政の役割の明確化

<町の役割>

- 水辺空間などの整備の推進
- 生活排水対策に関するPR
- 合併処理浄化槽に対する補助事業の活用促進
- 浄化槽の点検・清掃（再掲）
- 生活排水浄化資材などの利用促進（再掲）
- 生ごみ処理容器購入助成の利用促進（再掲）
- 廃食用油の回収促進（再掲）
- 事業所に対する排水の適正管理指導
- 水生生物の生息できる環境整備の推進
- 生活排水対策などに関する環境教育の促進
- 生活排水対策などに関する情報の収集と提供
- 愛媛大学農学部との連携
- 環境浄化微生物活性化資材の利用促進

<町民の役割>

- 生活排水対策に係る自主的活動の実施
- 国、県及び町が推進する生活排水対策への協力
- 合併処理浄化槽の設置の促進
- 浄化槽の適正な維持管理
- 農業・漁業集落排水処理施設における加入努力
- 廃食用油の回収促進（再掲）

<事業者の役割>

- 生活排水対策や水環境保全に係る自主活動の実施
- 本町が推進する生活排水対策や水環境保全への協力

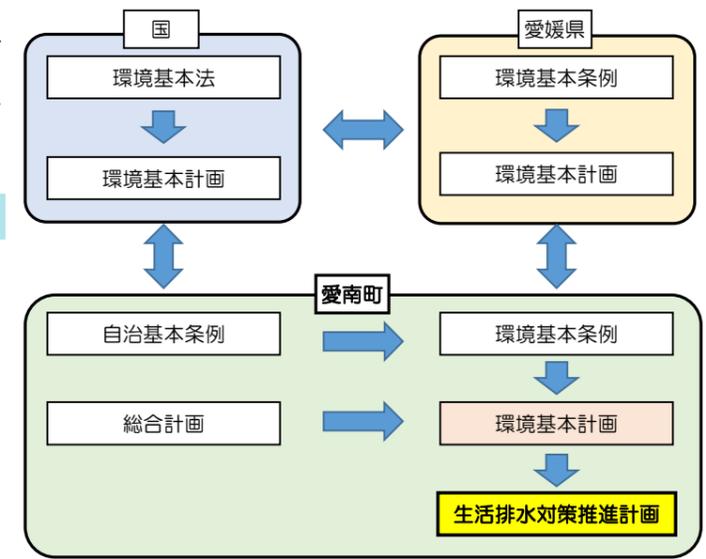
2 生活排水対策に関する情報提供と活動支援

- 広報誌などの活用
- 水質検査結果の公表
- 町民を中心とした自主的な活動の支援

第2次生活排水対策推進計画（概要版）

■ 計画の位置づけ

- 愛南町生活排水対策推進計画は「愛南町総合計画」及び「第2次愛南町環境基本計画」を上位計画として、町民と行政とが一体となって生活排水対策を推進するための基本とするものです。



■ 計画策定の背景と目的

- 本町は、愛媛県の南端に位置し、篠山山系を源流に持つ僧都川をはじめとする河川や宇和海を有し、恵まれた水環境を有しています。
- 平成2年6月の水質汚濁防止法の改正により「生活雑排水対策として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（生活排水処理施設）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成、その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。」とされました。
- また、愛媛県は化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画において、平成31年度を目標年度とした削減目標量を定めており、本町としても目標達成に向けて、各種生活排水対策を推進しています。
- 有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は測定開始以来、全国的に毎年わずかずつ向上していますが、湖沼、内湾、内海などの閉鎖性水域で依然として達成率が低くなっています。
- 水質汚濁の要因となっている生活排水の分類と、1日1人当たりの負荷割合をみると生活雑排水が占める割合は約70%となっています。本町でもこれらの環境基準を達成するため、生活排水対策の推進が求められています。

生活排水の分類と1日当たりの負荷割合 資料：環境省「生活排水読本」

生活排水 BOD 43g/人/日	生活雑排水 約70% (30g)	台所からの排水	約40% (17g)
		風呂からの排水	約20% (9g)
		洗濯からの排水その他	約10% (4g)
		し尿	約30% (13g)

- 本町では、平成20年4月に生活排水対策推進計画を策定し、平成26年3月に中間見直しを行っていましたが、今回、計画期間満了に伴い、生活排水対策に直接的に関わる施策を中心に、これまでの施策の進捗状況を総括し、背景を踏まえ「第2次生活排水対策推進計画」を策定しました。

■ 計画の対象地域

- 本計画の対象地域は、本町全域とします。

■ 計画期間

- 本計画は、平成30年度を初年度とし、平成34年度に中間見直しを行った上で、平成39年度を目標とする10年間を計画期間とします。
- なお、今後の社会情勢の変化、新たな環境問題及び科学的知見の集積などに的確に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。

基本目標と基本方針

■ 基本目標

豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり（水環境の保全）

- 本町は、宇和海や僧都川をはじめとする河川や海、そしてそれらが育む自然環境に恵まれたまちですが、生活環境の変化に伴い、河川や海の水質は生活雑排水などによる汚染が問題となっています。水産業を主産業とする本町ゆえに生活排水などのたれ流しには憂慮しており、町内全域で生活排水対策を推進し、水質保全を図る必要があります。
- 生活排水処理施設の整備、生活排水対策の啓発及び町民の実践により河川や海の水質をなお一層改善し、生活環境を向上させるとともに、水環境が町民にとってかけがえのない存在とすることが重要です。
- 以上のことを踏まえ、基本目標を「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり（水環境の保全）」とし、本計画を推進していきます。

■ 基本方針

- 平成 26 年に策定した第 2 次愛南町総合計画においてめざすべき姿を「ともにあゆみ育て創造するまち～第 2 章～」としています。
- この将来像を実現するために「支えあい健やかに暮らせるまちづくり」、「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」、「活力ある産業を育てるまちづくり」、「自立と協働による安心安全なまちづくり」、「豊かな心と文化を育むためのひとづくり」という 5 つの政策を定めています。
- 本計画は、上位計画である総合計画及び環境基本計画に準じた将来像を見据え、生活排水対策部門についての基本方針を明確にし、施策を具体化した基本姿勢を設定し、環境施策のさらなる推進を図っていきます。

第 2 次 愛南町総合計画 基本政策

- 支えあい健やかに暮らせるまちづくり
- 豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり
- 活力ある産業を育てるまちづくり
- 自立と協働による安心安全なまちづくり
- 豊かな心と文化を育むためのひとづくり

【基本方針 1】 きれいな水を子どもたちに残そう （生活排水処理対策）

- 町内の河川などの水環境について、子どもたちが安全に遊べるきれいなものであることは町民の願いです。また、水環境の保全は生きるものすべてにとっての命を育む源を守ることです。きれいな水を次世代の子どもたちに残すために、生活排水処理対策を町内全域で進めることをめざします。

【基本方針 2】 みんなできれいな水を育もう （生活排水対策に関わる啓発活動）

- きれいな水を育むためには、町民、事業者、行政が協力しなければなりません。水環境だけでなく、広く環境全体に対し問題意識をもち、町民、事業者、行政が連携し、積極的に水環境の保全に取り組むことをめざします。

基本姿勢と計画の体系

■ 基本姿勢① 合併処理浄化槽の設置

- 合併処理浄化槽は、公共用水域と地下水の水質を保全するために整備期間が短く、水質浄化作用に優れており生活雑排水処理に対して非常に有効なものです。
- 平成 22 年度に個人設置型の浄化槽設置整備事業から PFI 手法導入による町営浄化槽整備推進事業へシフトしたことにより、面的な浄化槽整備が促進され、川遊びや魚釣りなどが楽しめる自然環境の保全が図られています。
- 平成 27 年度よりし尿及び浄化槽汚泥は、宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センターで処理されており、水環境の問題については、町民、事業者、行政がお互いの理解を深め、協力して取り組んでいく必要があります。
- 単独処理浄化槽は、し尿を処理するものであり、生活雑排水を適正に処理できないことから、単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活排水の適正処理を進めるため、町営浄化槽整備推進事業実施にあわせて単独処理浄化槽の撤去費用の補助を行うなど、合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 町営浄化槽については法定検査や維持管理が適正に行われますが、平成 22 年度 9 月以前に設置した合併処理浄化槽についてはこれら検査等が守られていないものもあることから、所有者に対する法定検査、保守点検及び清掃に関する指導を充実し、浄化槽の適正な維持管理を推進します。

■ 基本姿勢② 集落排水処理施設への加入促進

- 施設整備済である町内 7 か所の農業・漁業集落排水施設整備地区における未接続者に対して、早期接続を啓発するとともに、既存の農業・漁業集落排水施設の適正管理を実施します。

■ 基本姿勢③ 生活排水対策の啓発と実践

- 生活排水対策について町民による活動や、各団体による取組を支援します。
- 各団体の開催する水辺での観察会や学習会について積極的に広報し、町民の環境に対する意識づけを行います。
- かんきょうかわら版、パンフレット、ホームページなどを活用し、家庭における生活排水対策の必要性とその方法の周知を図ります。
- 河川などの水質検査の結果を公表し、町民の意識の向上に努めます。

■ 計画の体系

